

住民参加型イノシシ対策の進め方



令和 3 年 3 月

復興庁

目次

はじめに	3
第1章 住民参加型の鳥獣被害対策の推進に向けて	4
1. 住民参加型の鳥獣被害対策とは	4
(1) 住民参加型の鳥獣被害対策のメリット	4
(2) 自助・共助・公助の三要素	4
2. 住民の帰還状況に応じた対策のあり方	4
第2章 住民参加型の鳥獣被害対策の先行事例	6
1. 住民と連携した取組事例	6
(1) 千葉県市原市：町会単位での対策推進	6
(2) 島根県：県の機関が中核となり現場を動かす	9
(3) 長崎県雲仙市：青年農業者が主体となって進める鳥獣被害対策	10
2. 事例からわかること	11
第3章 住民参加型鳥獣被害対策（特にイノシシ対策）の具体的な進め方	12
1. 作業全体の流れ	12
2. 各作業段階の作業内容と役割分担	12
3. 各作業段階でのポイント	13
(1) 地域の選定までの進め方	13
(2) 選定された地域における対策の進め方	15
4. 支援体制（地域づくりコーディネーター）	20
参考資料	22

はじめに

福島県では東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、樽葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）に避難指示等が出されました。避難指示が解除された地域では住民の帰還が進みつつありますが、未だ帰還が進んでいない地域があります。帰還が進まない理由は幾つかありますが、その一つにイノシシをはじめとする野生鳥獣の出没による生活不安や農作物被害への懸念があり、鳥獣被害対策を効果的に実施し住民が安全に安心して生活できる環境を確保することが求められています。

一方、全国では集落に出没する野生鳥獣に対する被害対策を地域住民が積極的に参加して行い、被害抑制に効果のある取組が行われている先進的な事例もあり、それらは避難12市町村での被害防止を効率的に進める上でも大変参考になります。避難12市町村の場合は、住民の帰還の状況によって鳥獣被害対策への取組の仕方が異なりますが、避難指示の解除から一定程度の期間が経過している地域では、行政による支援に加えて住民による対策を進めていくことが必要な段階に来ています。この「住民参加型イノシシ対策の進め方」は、地域全体での今後の更なる対策強化と持続可能な体制構築を進めるため、住民参加型のイノシシ対策を進める手順について整理し、地域における対策実施に活かしていただくことを目的として作成したものです。

第1章 住民参加型の鳥獣被害対策の推進に向けて

1. 住民参加型の鳥獣被害対策とは

(1) 住民参加型の鳥獣被害対策のメリット

それぞれの地域において、地域住民が鳥獣被害対策の中心的役割を担うのが望ましい形です。地域の住民が鳥獣被害対策を主体的に担うことで、被害・出没情報をリアルタイムで把握し対策の効率を上げることが可能となり、地域に担い手が増えることで効果的で継続的な防除にもつながります。また、労力を分担できるため活動にも関わりやすくなります。さらには、自分たちの住んでいる場所は自分たちで対策しなければならないという意識の醸成にもつながります。

すなわち、住民参加型の鳥獣被害対策は、地域の実情に合わせた速やかな問題解決につながるとともに持続可能な体制づくりにもつながります。

(2) 自助・共助・公助の三要素

中長期的な視点に立って課題を解決していくためには、行政のみならず、地域住民や集落の主体的な取組を推進していく必要があります。

鳥獣被害対策における地域住民、集落、行政における役割は、それぞれ自助・共助・公助の三要素になぞらえて整理していくことが重要です。

- 自助：農地・住宅等の個人の財産への被害に対する防除やその設備の維持管理は、地域住民が自ら実施することを基本とします。
- 共助：集落柵の設置及び管理、環境整備の他、個々の地域住民の対策を集落において共同で実施します。
- 公助：捕獲による加害個体の除去及び個体数の管理、公共用地である河川の整備等行政が主体となって実施する対策です。自助、共助がうまくいくと公助も効果的に機能します。

2. 住民の帰還状況に応じた対策のあり方

行政、集落、地域住民が協力して行う住民参加型の鳥獣被害対策は、国内のいくつかの地域で既に行われていて、効果を上げています。しかし、原発事故による避難指示が発令された地域には、相当の期間「人」がいない状況であったという特有の事情があります。そのため、当該地域で住民参加型の対策を進めていくためには、住民の帰還状況に応じた体制の整備と役割分担を考える必要があります。大きな枠組みとしては、避難指示が継続している地域は公助、避難指示解除後住民の帰還が進んでいない地域は自助と公助、避難指示解除後住民帰還が進んでいる地域やコミュニティが再構築され始めた地域は、自助、共助、公助の組合せにより必要な対策を講じます（図1）。

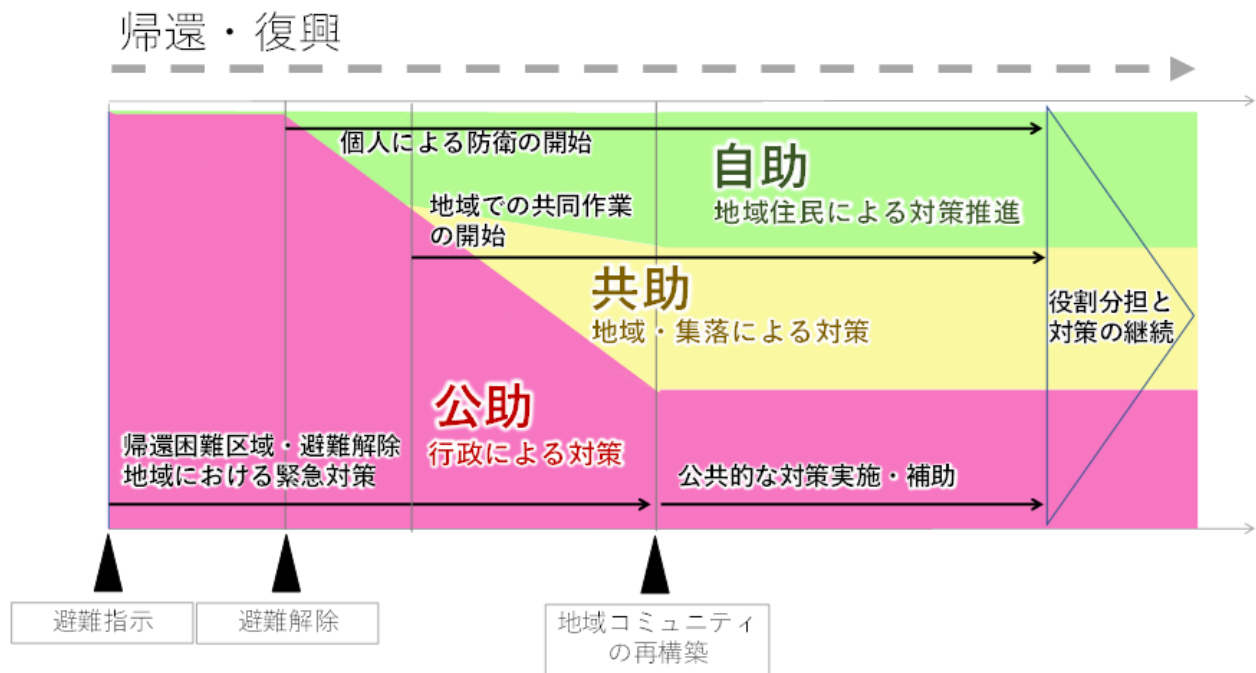


図1 鳥獣被害対策の中長期構想における自助・共助・公助

具体的には以下のような取組になります。

- 避難指示が継続している地域：行政による対策の実行が必要です。
- 避難指示解除後住民帰還が進んでいない地域：行政による対策を中心としつつも、住民による対策の推進が必要です。特に、営農を再開し始めた場所での被害対策は、個人による防衛が必要です。行政としては、これらの自助をサポートすることが重要な役割の一つとなります。
- 避難指示解除後住民帰還が進んでいる地域：地域における対策を開始します。行政や個人の対策に加え、地域として取り組むことのメリットを理解し、共助の体制づくりを始めます。
- 住民帰還が更に進み、コミュニティが再構築され始めた地域：行政、地域、個人がそれぞれの役割を理解・分担し対策する必要があります。自助、共助、公助のそれぞれの割合は、地域によって異なりますが、その地域にあった持続可能な体制づくりを始めます。

第2章 住民参加型の鳥獣被害対策の先行事例

1. 住民と連携した取組事例

ここでは、他の地域で取り組まれている住民が参加した鳥獣被害対策の事例について紹介します。

(1) 千葉県市原市：町会単位での対策推進

千葉県市原市は、町会を単位として、地域（集落）リーダーと協力した住民主体の地域ぐるみのイノシシ対策を行っており（図2）、この一例として、町会組織内に鳥獣被害対策を行うチームを設置し、活動を行っているものがあります。この活動には、（1）特定の人に責任を負わせない、（2）農家だけの問題にさせない、（3）捕獲に特化させない、の3つの大きな特徴があります。捕獲交付金は、市から捕獲従事者に支払われた後、対策チームにお金を集約して活動資金とします。また、対策チームを設置している場合、捕獲交付金とは別に、町会から活動費が支払われています。この活動費については、使途を町会に報告することとしており、透明化が確保されています。

この町会単位での活動において、住民はわな管理（餌やり、見回り）や防護柵の設置作業を行い、対策チームは餌の準備、止め刺しや市街地・公共施設での捕獲を行い、猟友会は銃器での一斉捕獲などを受託して実施し、市は活動費（狩猟免許取得、わな購入、捕獲交付金）の補助、講習会の開催、捕獲個体の処分（市のゴミ焼却施設への無料持ち込み）を行います。また、鳥獣の知識や対策技術に精通した「鳥獣被害対策サポーター」を派遣する制度があります。サポーターは実施隊員が担っており、町会の対策チームはサポーターと連携しながら状況の把握を進めています（図3）。さらに、鳥獣の生息状況調査、被害対策などは専門家に委託し、アドバイザーとして助言を得ながら進めています。

町会の対策チームは規約を作り、活動内容を明確にするとともに、意思決定のための組織を作ること及び意思決定の方法を定めています。これにより、各構成員が自らの役割や責任を理解することができます（有害獣対策委員会設置要綱（例）参照）。

被害対策の主体

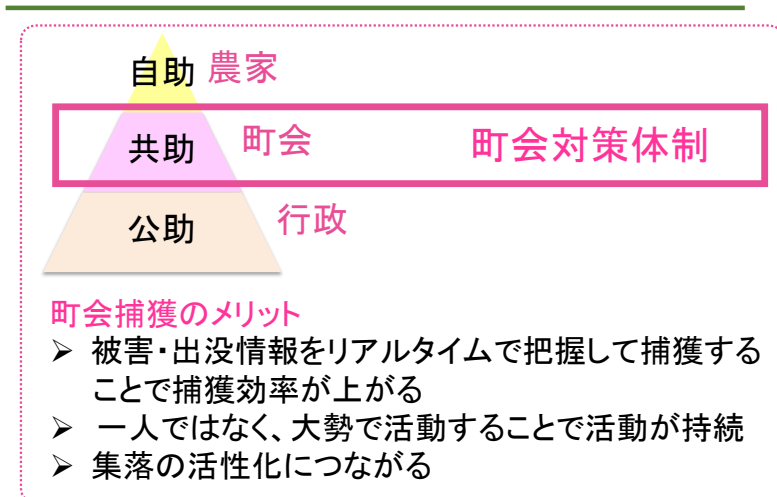


図2 市原市の町会による鳥獣被害対策のメリット（町会対策虎の巻、市原市）

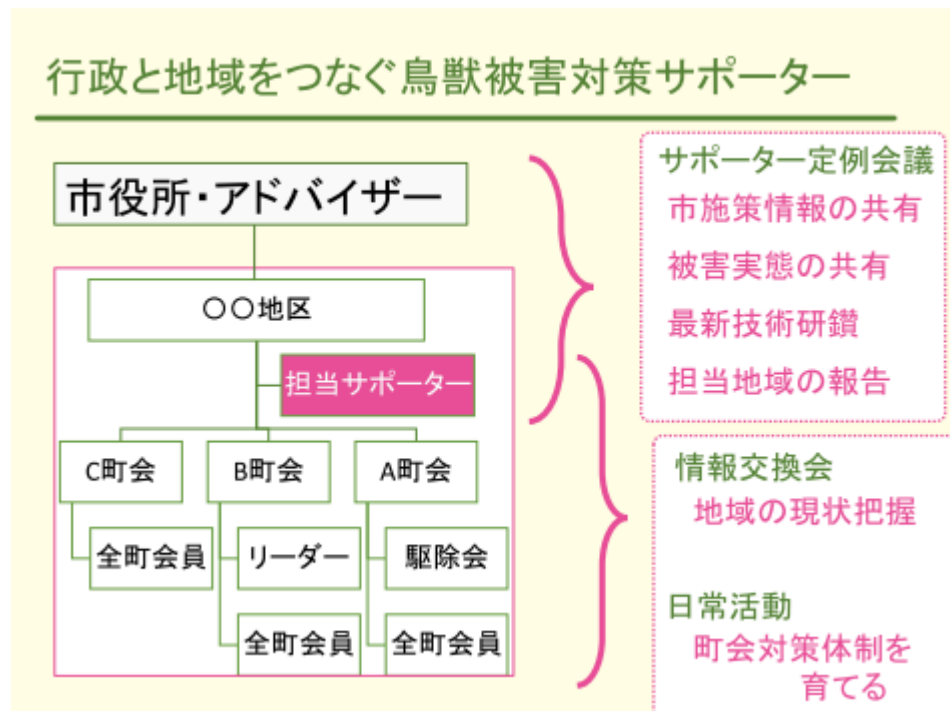


図3 町会の推進体制（市原市先進事例研修会 配布資料（平成30年10月11日）

参考資料 町会の「有害獣対策委員会設置要綱」の例

有害獣対策委員会設置要綱（例）

（名称）

第1条 本委員会は、「●●町会有害獣対策委員会（以下「委員会」と言う）と称する。

（目的）

第2条 有害獣類による農作物被害等が多発し、捕獲のための箱罠を設置する等地域全体での対策が急務であることから、有害獣類の捕獲撲滅を有資格者の指示により、関係者の協力を得て実行することを目的とする。

（活動事項）

第3条 本委員会は有害獣類捕獲撲滅に向け、以下の項目について活動する。

- 2, 有害獣類による被害状況を調査把握し、捕獲に向けた対策を講ずる。
- 3, 捕獲用資機材の整備・管理を行う。
- 4, 関係者の協力を得て、捕獲用資機材等を設置する。
- 5, 捕獲した有害獣類について、必要な処理を行う。
- 6, 町会会員への対策方法や狩猟免許試験実施等の情報提供や提案を行う。
- 7, 狩猟免許試験合格者への補助金（2,000円）の交付を行う。ただし、試験に合格し、免許を交付された本人から会長へ申請した者について予算の範囲内で、支給の可否を検討する。
- 8, 市原市や他地区の活動情報の入手と連携
- 9, 所管する関係部門との諸手続きを行う。

（組織）

第4条 本委員会は、会長、副会長、会計、監査各1名、委員若干名をもって構成する。

- 2, 委員は、別表1による。なお、委員は委員会の決議により、増員することができる。
- 3, 会長が事故等により職務を遂行できなくなった場合は、副会長が職務を代行し、翌年度当初に新たな組織を構成することとする。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、毎年4月の第一日曜日に開催するものとし、議長は会長が努める。

- 2, 委員会は、三分の一以上の委員出席で成立するものとし、議決事項の決議は出席者の過半数をもって決することとするが、可否同数の場合は議長の決するものとする。
- 3, 会長は必要により、臨時の委員会を開催することができる。

（関係者への協力要請）

第6条 委員会は、前条に基づき決議された事項を実施するに当たり、地域の組合員等関係者に協力を要請することができる。

（委員会の報告）

第7条 委員会は、会議終了後議事録を作成し、地域の組合員等関係者に回覧する等、会議の結果を報告することとする。

（活動資金及び会計年度）

第8条 第3条に基づく会の活動に資する資金は、地元町会からの補助の他本活動により得られる資金を充当する。

- 2, 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

（事務局）

第9条 事務局は、●●自治会館に置くものとする。

- 2, 事務局は、別表2に掲げるもので構成する。
- 3, 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

（設置期間）

第10条 委員会の設置期間は、平成●年●月から本協議会の目的を達成するまでとする。

- 2, 委員会は、委員全員の了解を以って解散することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

- 1, この要綱は、平成●年●月●日から適用する。

（２） 島根県：県の機関が中核となり現場を動かす

島根県では各地で人口減少、過疎化の進行により、担い手不足が深刻化していることを踏まえて、県の中山間地域研究センターが中心となり、小さな拠点づくりを推進しています。この小さな拠点づくりでは人が少ない状況でより地域のつながりを活かすために、集落単位ではなく中学校の学区単位を目安に、安心して地域で暮らし続けられる地域の仕組みづくりを進めています。なお、この取組では、鳥獣被害対策だけではなく生活機能の確保、交通の確保、地域産業の推進、人口減少対策、若者定住推進、人材確保、住民が集まれる公民館の確保も進めています（図４）。



図４ 小さな拠点づくりのイメージ（国土交通省国土政策局、2015）

担い手不足の中で、鳥獣被害対策については地域により密着して活動できる専門的な人材が必要であったことから、島根県は2004年から地域事務所に鳥獣専門指導員の配置を開始し、2020年度段階で5名が活動しています（図５）。鳥獣専門指導員は、被害が発生すれば現場に駆けつけ、誘引物の除去や電気柵の設置を住民と一緒にやることによって、地域からの信頼を得るようになってきています。

その活動の延長線上として、鳥獣専門指導員は、地域住民が主体となって鳥獣被害対策を進める際のコーディネート役として関わっています。地域の選定においては、主に鳥獣専門指導員に対し鳥獣被害の相談をしてきた集落を対象とします。地域において鳥獣被害対策を進める基本的な手順は、①地域リーダー（キーパーソン）の選定と地域内での合意形成、②地域内の被害場所・被害状況の共有と地図記入（地域点検）、③具体的な被害対策の計画作成と実行、④被害対策の効果の共有（フィードバックミーティング）、という流れです。加害獣種の人慣れ度や地域の地形、人口構成、慣習などは地域によって異なるため、それぞれの地域に適した対策を皆で考えて実施することとしています。なお、「地域リーダー（キーパーソン）」に関しては、行政が行う説明会等の場でうなずく人などを観察し、声をかけます。

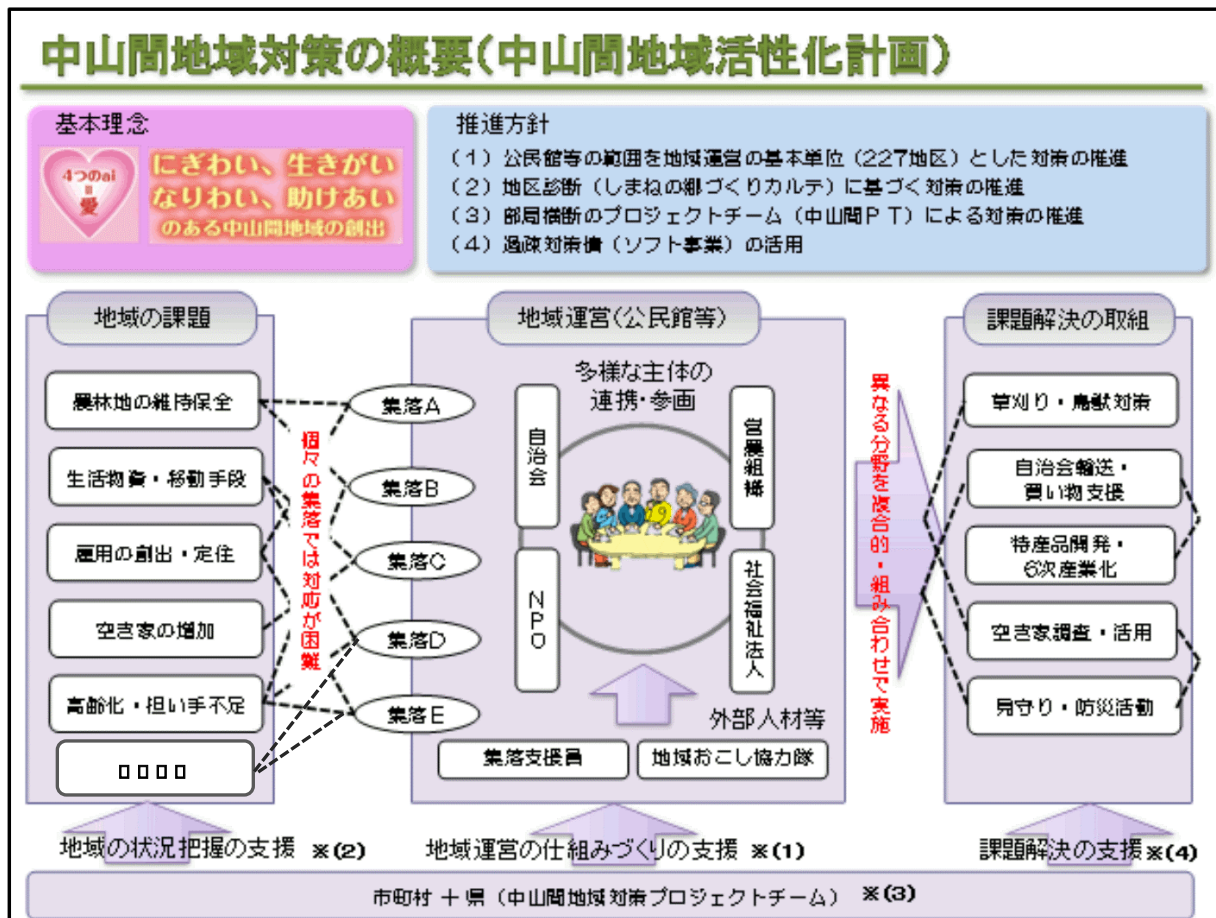


図5 島根県の小さな拠点作り体制図(2016年度「小さな拠点作り」フォーラム資料より(一部改変))

(3) 長崎県雲仙市：青年農業者が主体となって進める鳥獣被害対策

20～30代の青年農業者が主体となり、イノシシ被害対策の知識と技術を備えた市職員とともに、鳥獣被害対策実施隊として活動しています(図6)。市ではこの市職員に対し「A級インストラクター」の称号を与える仕組みを設けています。県が実施している全4回の講座を受講し、各講座で行われる筆記試験に合格することでA級インストラクターに認定されます。講座は、正しいイノシシ対策の知識を習得し、それを集落へ周知させることを目的として行うものであり、イノシシの生態に関する講義、集落点検や防護柵設置の実践、集落での打ち合わせを想定したグループ討論を実施します。

実施隊員である青年農業者は地域住民らとともに、被害の現状把握や対策の計画立案を行い、農家の視点で、柵の設置・緩衝帯整備・捕獲等を軸として総合的な対策を積極的に進めています。地元の青年農業者が隊員となることで、A級インストラクターと農家(受益者)の間を繋ぎ、被害農家に近い立場で寄り添えるアフターフォロー活動が可能となります。また、その成果を点検することにより、対策の強化と継続的な取組が可能となっています。農家自らが主体的に活動し、鳥獣被害対策を効果的に推進する実施隊の全国モデルとして大いに期待されています。

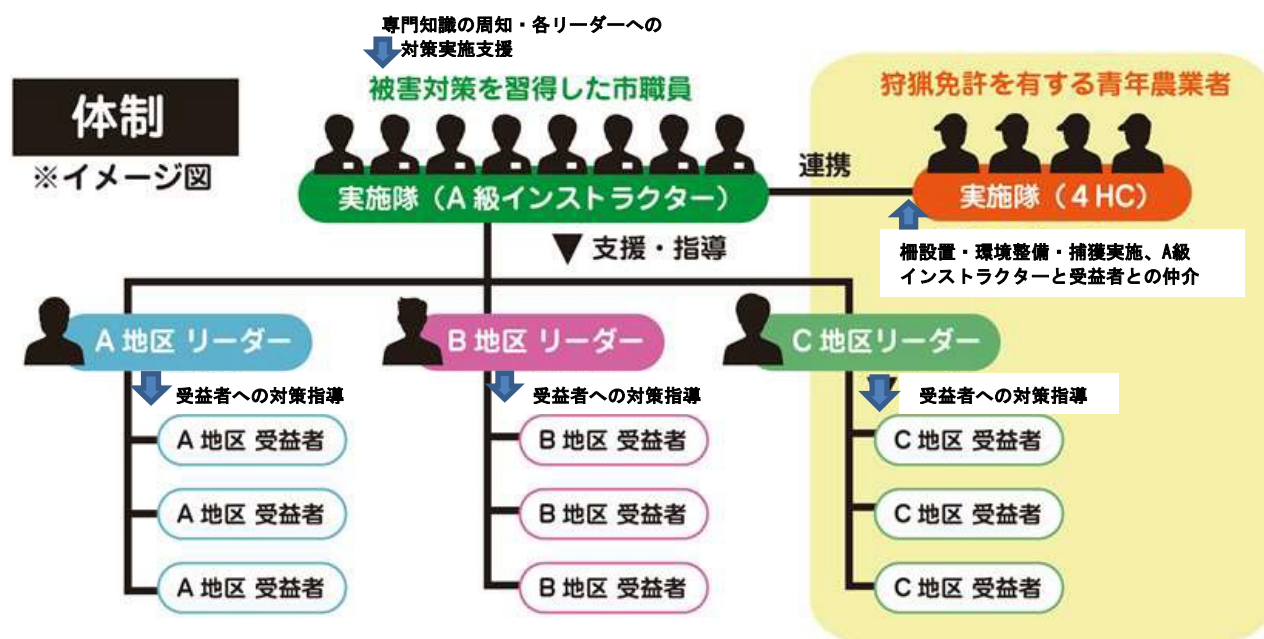


図6 雲仙市における、実施隊及び地域住民による対策実施体制

2. 事例からわかること

全国の中でも先進的に取り組まれている3つの事例に共通する重要な点は、自分たちの土地は自分たちで守るという**当事者意識**、自分たちの中から**キーパーソン（リーダー）**となる資質を持った人を選ぶ、体制や役割分担が**体制図や規約**により明確である、そして、体制や技術に関して**専門家や行政と連携**して取り組んでいることです。地域において共助による対策に取り組んでいくには、これらのキーワードを意識して取り組む必要があります。

原発事故による避難指示が解除されて間もない地域等では、住民不在の状況が続いていたことなどを考慮して、行政が率先して住民に寄り添いながら、自分たちの土地は自分たちで守る体制を作り上げることが必要です。まずは話し合いの場を設け、行政や専門家がサポートしながら体制や役割分担を決められるようになることが大切です。

第3章 住民参加型鳥獣被害対策（特にイノシシ対策）の具体的な進め方

1. 作業全体の流れ

行政においては、まず住民参加型の鳥獣被害対策（特にイノシシ対策）を積極的に進めるべき地域の候補を選定し、対象とする範囲、望ましい参加人数等を検討します。それらの方針が固まったら、広報によりモデル地域を募集するほかに、当該地域の区長、自治会長等の住民と話し合いを始めます。

また、住民参加型の鳥獣被害対策を進めていくためには、あらかじめ、全体の手順の流れを把握しておく必要があります。主な作業内容と流れは以下のとおりです（図7）。

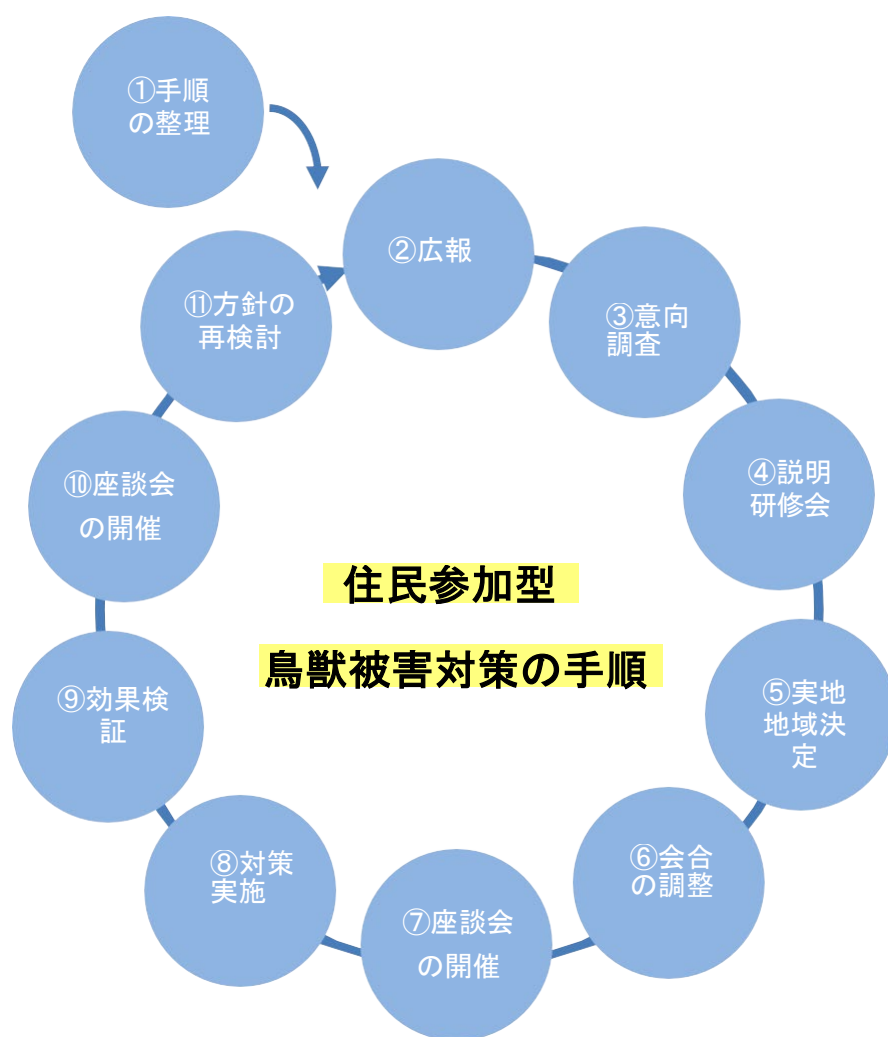


図7 住民参加型野生鳥獣被害対策の手順

2. 各作業段階の作業内容と役割分担

地域住民による対策は、地域の人を中心に進めることが重要で、多くの関係者と協力しながら進めることにより、実効性の高い体制を構築していくことができます。

この中での関係者とは、地域の対策を指揮する地域住民であるリーダー、プレーヤー（実際にわなの設置や見回りなどの対策を行う地域住民）、サポーター（餌・資材等の管理を行う地域住民）、行政、支援員、捕獲者（鳥獣被害対策実施隊員等）、民間企業、専門家と多岐にわたります。

地域においては、リーダー、プレーヤー及びサポーターとなる人が概ね5人以上参加し、役割を分担して取組を進めるのが理想的です。各作業段階の作業項目と作業内容、役割は、以下のとおりです（表1）。

表1 各作業段階の作業内容と役割分担

作業番号	作業項目	作業内容	リーダー ※1	プレーヤー ※2	サポーター ※3	行政 ※4	支援員 ※5	捕獲者 ※6	民間企業	専門家
①	支援内容と作業手順の整理	補助内容の整理、役割分担、作業スケジュールの調整				○	○			○
②	広報	市(町村)政だより				○	○			
③	意向調査	集落アンケート調査 ※6(被害状況、対策状況、困っていること、要望などを聞き取り)	○			○	○		○	
④	説明会・研修会の開催	区長、農会長向け事業説明会	○			○	○		○	○
⑤	実施地域決定					○	○			○
⑥	会合の調整	区長との協議(時期、場所)	○			○				
⑦	座談会の開催(事前)・集落環境診断・規約作成	現状の把握(集落の被害状況等)、住民による実施内容の検討、役割分担・費用負担の調整	○	○	○	○	○	○		
⑧	対策実施	わなの見回り、柵の設置、環境整備	○	○	○			○		
⑨	対策の効果検証	実績確認	○	○		○	○		○	
⑩	座談会の開催(事後)	今後の対策方針の検討、取組の見直し	○	○	○	○	○	○		
⑪	方針の再検討	取組による成果を踏まえた内容の再検討				○	○			○

※1 地域リーダー。地域の意見を代表し、行政と地域の間で橋渡しを行う地域住民

※2 実際に柵やわなの設置や見回りなどの対策を行う地域住民

※3 餌・資材等の管理を行う地域住民

※4 行政が委嘱する地域づくりコーディネーター等

※5 鳥獣被害対策実施隊員等

※6 県が市町村を通じて集落の代表者に配布し、鳥獣による被害の状況や対策状況、地域での取組状況等を確認しているアンケート調査。

3. 各作業段階でのポイント

ここでは、各段階における作業のポイントについて、説明します。

(1) 地域の選定までの進め方

(i) 支援内容と作業手順の整理

行政、支援員、捕獲者（鳥獣被害対策実施隊員等）、専門家で住民参加型の鳥獣被害対策を進める上での支援内容の整理、役割分担、作業スケジュールの調整を行います（表2）。

表2 大まかな年間スケジュール

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 支援内容と作業手順の整理	■											
② 広報		■										
③ 意向調査			■									
④ 説明会・研修会の開催				■								
⑤ 実施地域決定					■							
⑥ 会合の調整					■	■						
⑦ 座談会の開催(事前)・集落環境診断・規約作成							■					
⑧ 対策実施								■	■			
⑨ 対策の効果検証										■	■	
⑩ 座談会の開催(事後)											■	
⑪ 方針の再検討												■

(ii) 広報

市町村内での支援の希望者を公平に、なおかつ広く把握するために、行政、支援員等で市（町村）政だより等にモデル地域の募集を掲載します。

(iii) 意向調査

広報を見て応募・問い合わせしてきた地域に対して、被害状況、対策状況、要望、行政と一緒に自らが対策を行う意思があるかなどを聞き取ります。この「自主性・主体性」に関しては、地域での取組の成果に大きく影響することになるため、あらかじめ、取組への姿勢を確認しておくことが肝要です。被害状況や対策状況の情報収集には県が実施している農業集落アンケートの結果も活用すると効果的です。

(iv) 説明会・研修会の開催

住民参加型の鳥獣被害対策の進め方についての説明を行います。説明会では、積極的に発言する人やよく話を聞きうなずいている人、区長や自治会長等が推薦する人などに声をかけ、協力して鳥獣被害対策を進めていけそうか確認していきます。その中で地域のリーダーを選出していくことになります。なお、リーダーには表3に掲げる要件が求められます。

表3 地域リーダーに求められる要件

要件	優先度
統率力がある	高い
地元住民からの信頼が厚い	高い
地域の状況(人間関係、被害状況)に詳しい	高い
協調性が高い	高い
主体的に取り組める	高い
物事を柔軟的に考えらえる	高い
時間的な余裕があり速やかに動ける	中程度
公共的な取組に理解がある	中程度
鳥獣被害対策に関する技術や知識がある	中程度

(v) 実施地域の決定

説明を行った複数の地域の中から、下記の選定基準を満たす地域を決定し、住民参加型の鳥獣被害対策を進めていきます(表4)。

表4 地域選定基準

地域の要件
被害で困っている住民が多い
協力できる住民が帰還している
リーダーがいる
定期的に通っている或いは恒常的に住んでいる人がいる
定期的な会合に参加できる人が複数人いる

(2) 選定された地域における対策の進め方

(i) 会合の調整

行政、区長及びリーダーで、会合の場所や開催時期について協議します。

(ii) 座談会の開催(事前)・規約作成・集落環境調査

【座談会開催・規約作成】

座談会では、行政、支援員、捕獲者(鳥獣被害対策実施隊員等)、民間企業、専門家が協力しイノシシの生息・被害状況、住民参加型のイノシシ対策のメリット、具体的な進め方(地域リーダーの選定、場所の選定)などを地域住民に対し説明します。イノシシの生態や対策のポイントについての説明は熟知している支援員や専門家が行い、対策の全体像や支援内容についての説明は行政が行います。リーダー、プレーヤー、サポーター、行政、支援員、捕獲者(鳥獣被害対策実施隊員等)で集まり、それぞれの役割分担や費用負担、合意形成のプロセスなどを明確にし、必要に応じて規約を作成しましょう(表5及び表6参照)。

表5 帰還状況に応じた地域住民、集落、行政、専門家の役割分担

役割分担	避難指示期間中	避難解除後まもない時期	複数人が帰還され地域コミュニティの再構築ができた時期
地域住民 (自助)	－	対策の実施 →(柵)防護柵の設置・点検 →(環境)除草、誘引物撤去	対策の実施/地域リーダーとの協働 →(捕獲)誘引餌の確保、ワナ捕獲の見回り →(柵)防護柵の設置・管理 →(環境)除草、誘引物撤去 →(その他)
集落 (共助)	－	作業分担・実行体制の検討 →(捕獲)捕獲体制の整備(ワナ・銃捕獲) →(柵)集落柵設置・検討 →(環境)刈り払い場所の選定(個人で手の出ない場所)	作業分担等の検討/リーダーの選出 →(捕獲)誘引餌の貯蔵、捕獲体制の整備(銃捕獲)、捕獲個体の止め刺し・運搬処分 →(柵)集落柵設置・維持管理 →(環境)刈り払い(個人で手の出ない場所) →(その他)地域別座談会の開催
行政 (公助)	全ての対策を実施	地域住民主体の対策実行に向けた支援と体制整備/モデル事業の展開 →(捕獲)部分的な捕獲の実施 →(柵)柵の設置補助 →(その他)現場の状況把握(生息状況、被害状況)、対策の効果検証、リーダー選定方法の検討	財政的支援 →(捕獲)捕獲個体の焼却等処理施設の整備 →(その他)補助メニューと整理と周知、活動費の補助、研修会の開催、現場の状況把握(生息状況、被害状況)、対策の効果検証
専門家 (鳥獣被害対策の知識と経験が豊富で市町村に委託されている立場を想定、支援員を含む。)	アドバイザー →(その他)現状把握・対策方針に関する助言	アドバイザー/対策支援 →(その他)住民主体の対策実行に向けた方法論の整理・助言、モデル事業の実施	アドバイザー/対策支援 →(捕獲)作業分担に関する助言 →(柵)設置指導 →(その他)被害対策指導、行政への助言、研修会の講師

表6 規約の雛形

(名称)

第1条 本委員会は、「●●町有害獣対策委員会(以下「委員会」と言う)と称する。

(目的)

第2条 有害獣類による農作物被害等が多発し、地域全体での対策が急務であることから、地域ぐるみで有害獣類の捕獲や被害場所での柵の設置等を実施し、被害軽減を図ることを目的とする。

(活動事項)

第3条 本委員会は被害軽減に向けて、以下の項目について活動する。

2. 集落環境診断等により有害獣類による被害状況を調査把握する。

3. 参加住民の役割分担を決め、対策を実施していく。

4. 捕獲や柵の資機材の整備・管理を行う。

5. 捕獲や柵の資機材等を設置する。

6. 捕獲した有害獣類について、必要な処理を行う。

7. 町会会員への対策の方法や結果について座談会により情報提供や提案を行う。

8. 対策方針の再検討を行う。

9. 関係部門と情報の共有や連携を行う。

(組織)

第4条 委員会は、地域住民の中から、下表の各々の役割を担う者を指名し、配置する。

名称	役割
リーダー	地域リーダー。地域の意見を代表し、行政と地域の間で橋渡しを行う地域住民
プレーヤー	柵やわなの設置や見回りなどの対策を行う地域住民
サポーター	餌・資材等の管理を行う地域住民
捕獲者	鳥獣被害対策実施隊員等

(委員会の開催)

第5条 委員会は、毎月第一日曜日に開催するものとし、議長は会長が努める。

2. 委員会は、三分の一以上の委員出席で成立するものとし、議決事項の決議は出席者の過半数をもって決することとするが、可否同数の場合は議長が決するものとする。

3. 会長は必要により、臨時の委員会を開催することができる。

4. 委員会では対策の進捗報告と課題の共有及び対策方針の決定を行う。

(関係者への協力要請)

第6条 委員会は、前条に基づき決議された事項を実施するに当たり、地域住民や行政担当者及び支援員に協力を要請することができる。

(委員会の報告)

第7条 委員会は、会議終了後議事録を作成し、地域住民等関係者に回覧する等、会議の結果を報告することとする。

2. 委員会は、毎年4月に前年度の取組結果をまとめ、座談会を通じて地域住民に活動報告及び会計報告を行う。

(活動資金及び会計年度)

第8条 第3条に基づく会の活動に資する資金は、地元町会からの補助の他、本活動により得られる資金(捕獲報奨費等)を充当する。

2. 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(事務局)

第9条 事務局は、●●自治会館に置くものとする。

2. 事務局は、会長、リーダー、会計担当、捕獲や柵の担当者の代表等で構成する。

3. 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、令和●年●月から本協議会の目的を達成するまでとする。

2. 委員会は、委員全員の了解を以て解散することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

1. この要綱は、令和●年●月●日から適用する。

【集落環境点検】

集落環境調査の方法やイノシシの痕跡や習性について座学で学び、支援員、捕獲者、専門家とともに、集落内を点検し痕跡や餌場、隠れ場所の有無を確認し、点検の結果を情報共有し、「対策の方針」を検討しましょう（図8）。集落環境調査で得られた痕跡や被害の情報は一枚の地図に書き出して、目に見える形にしてみんなで対策を練っていきます（図9）。



図8 集落環境点検

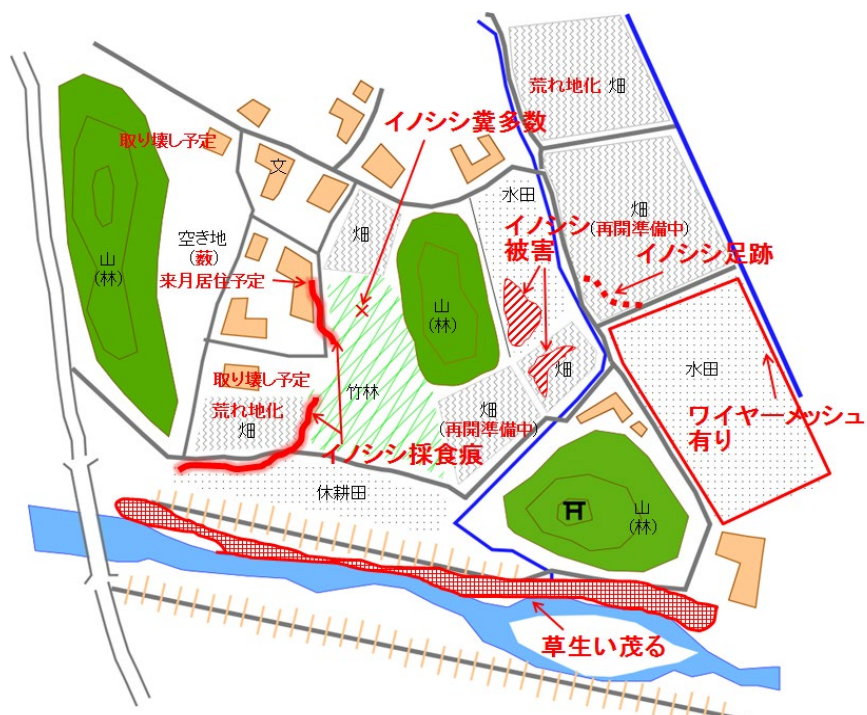


図9 集落周辺のイノシシの痕跡・餌場・隠れ場所

「対策の方針」を決める際には、以下の点に注意して進めます。

- ・対策場所や対策の種類（捕獲や防除や環境整備）は図9のように地図に書き込んで検討します。
- ・実施する対策ごとに、リーダーを選任します。
- ・柵の設置については、柵の設計、使用する資材の種類、購入先、費用、設置時する時の人員を検討します。
- ・わなによる捕獲については、捕獲実施者、わなの種類、わなの購入、設置箇所、捕獲の体制（設置、見回り、止め刺し）、処分方法を検討します。
- ・環境整備については、実施場所、実施時期、実施者、道具の購入や準備を検討します。
- ・「対策の方針」は文書化して、各構成員に配布するとともに保存しておくこと、対策の継続性や透明性が担保できます。

（iii）対策実施

プレーヤーと捕獲者（鳥獣被害対策実施隊員等）でわなの見回り、柵の設置などを行います。わなの見回りは1日に1回程度行うのが理想的です。詳細は復興庁の「福島県避難12市町村イノシシ被害対策技術マニュアル」内の「IV柵設置・管理技術マニュアル」、「V捕獲技術マニュアル」に書かれている内容を参考に対策に取り組んでいきましょう。

（iv）対策の効果検証

対策実施が一段落する時期（毎年冬か年度末頃）に、リーダー、プレーヤー、行政、支援員、民間企業、専門家で対策の効果検証を行います。例えば、支援員に協力を依頼し、センサーカメラの写真や動画を用いた対策前後での出没状況の変化を確認し対策の効果を検証します。

（v）座談会の開催（事後）

リーダー、プレーヤー、サポーター、行政、支援員、捕獲者（鳥獣被害対策実施隊員等）が集まって（iv）の効果検証の結果を共有し、対策前後でどう変わったか、対策の効果はあったか、問題はあったか、あればどのように改善していくか、負担は一部に偏っていないか、継続して実施するにはどうすればいいかなど、今後の対策方針の検討と取組の見直しを行います。結果を地域住民に見てもらいモチベーションの維持と向上を図るのも有効です。

（vi）方針の再検討

行政、支援員、捕獲者（鳥獣被害対策実施隊員等）、専門家で座談会での検討結果を踏まえて、継続性の担保や主体性を醸成するために、今後、誰がどのようにサポートしていくか、取組による成果を踏まえた方針や体制の再検討を行います。

4. 支援体制（地域づくりコーディネーター）

住民参加型の対策を進めていくためには、地域や住民のサポートを誰がどのように進めていくのか、その支援体制を担保しておくことが成功の鍵となります。

ここでは、福島県が配置している福島県避難地域鳥獣対策支援員（以下「支援員」という）を例に、各作業段階でのサポート体制について整理します。

支援員は、地域主体で行う鳥獣被害対策を支援し、地域コミュニティを再構築することを目的に活動を行っています。主な活動内容は以下のとおりです。

- ・研修会の開催・補助
- ・現地指導・相談対応
- ・普及活動
- ・野外調査
- ・情報の整理分析
- ・計画および事業の相談

鳥獣被害対策への住民参加を推進することは支援員の主な業務の一つであり、対策を地域や行政と一体となって進めることを目指しています。詳細なサポート内容を表6にまとめました。各作業項目に共通して、住民参加型の鳥獣被害対策を進めるためのファシリテーターとしての役割を果たすことや、必要なデータの集め方、活用方法などを住民等に対し提案することが期待されます。

表7 地域づくりコーディネーターのサポート内容

作業番号	作業項目	作業内容	サポート内容
①	支援内容と作業手順の整理	補助内容の整理、役割分担、作業スケジュールの調整	対策の進め方に関する技術的支援
②	広報	市（町村）政だより	原稿一部（専門的な内容）執筆
③	意向調査	集落アンケート調査（被害状況、対策状況、困っていること、要望などを聞き取る）	
④	説明会・研修会の開催	区長、農会長向け事業説明会	イノシシ出没・被害状況および住民参加型対策必要性について説明
⑤	地域選定		現地視察、住民からの意見聴取（要望など）
⑥	会合の調整	区長との協議（時期、場所）	
⑦	座談会の開催（事前）・集落環境診断・規約作成	現状の把握、住民による実施内容の検討、役割分担・費用負担の調整	集落環境診断の講師を担う イノシシの出没状況と必要な住民参加型対策の有効性について説明する
⑧	対策実施	わなの見回り、柵の設置	柵の設置指導、捕獲結果等の分析
⑨	対策の効果検証	実績確認	カメラ調査等の実施
⑩	座談会の開催（事後）	今後の対策方針の検討、取組の見直し	事後調査の結果と対策の効果について報告
⑪	方針の再検討	取組による成果を踏まえた補助内容の再検討	問題点の抽出と改善案の提示

参考資料

国土交通省国土技術政策総合研究所が作成した「社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック」は、公共事業を行う場合に必要となる住民との合意形成プロセスやコミュニケーション技術を提案しているものであり、住民参加型の鳥獣被害対策を進める際にも、住民との合意形成を図るうえで参考にできます。

例えば、行政担当者が住民とのコミュニケーション（互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと）活動を行う際には、下記の心構えや予備知識などを持っておくことが重要だとしています。

心構え

1) 信頼を得るための姿勢

- (1) 透明であること（情報の公開、プロセスの透明性）
- (2) オープンであること（関心のある人を探す、開かれたプロセス）
- (3) 信頼できる仕組みであること（アカウンタビリティの確保）

2) 利害・関心に基づく問題解決

- (1) 市民が表明する「立場」の背後には「利害・関心」が隠されている
- (2) プロセス上の利害・関心、心理的な利害・関心、実質的な利害・関心の3要素

3) 聴く技術

- (1) 意識を相手に置き、理解しようとし、その理解を相手に伝える
- (2) 受容（個人の独自性を尊重していることを実践する態度）、相手を理解しようとする態度、誠実（自分を飾らずありのままにいる）、

4) 再構築

- (1) 市民の発言を分かりやすく言い換え、利害・関心に着目
- (2) 意見か、質問か、見極める

5) 対話の場における参加者の役割

- ・意思決定者、実質的な専門家、ファシリテーター（プロセスの専門家）、公式記録者、参加者

予備知識

1) なぜコミュニケーションを行うのか

- (1) 市民のニーズを把握して、計画を質的に向上させるため
- (2) 納得のいく結果を得るため
- (3) 計画や事業の社会的責任を得るため
- (4) 紛争リスクを回避するため
- (5) 計画や事業の社会的責任を得るため

(6) 信頼を得るため

2) コミュニケーションの姿勢

- (1) より多くの関係者や住民のニーズを満足する解（着地点）を目指す
- (2) 事業に対する使命感と責任感を持って、コミュニケーションに当たる
- (3) より良い事業の実現と合意形成の発展に向けて熱意を持つ
- (4) 柔軟性と事業に対するポリシーを持つ
- (5) 問題を解決していこうとする意志を持つ
- (6) 社会全体の利益を追求する
- (7) 住民等との対話は、真摯に、公平に、公正に、中立的にかつオープンに接する
- (8) 組織の一代表者として接する
- (9) 客観的な判断を優先しながらも、感情的な意見にも耳を傾ける
- (10) 相手の立場や人格を尊重しつつ、意見を十分に引き出す
- (11) 相手の立場や目線で考えることで、意見の背後にある真のニーズを読み取る
- (12) 専門用語を避け、平易な言葉使いによる分かりやすい資料づくり
- (13) 議論を誘導しない
- (14) あいまいな態度や誤解を招く態度をとらない
- (15) コミュニケーションの途上で合意が得られていない事項を進行させない
- (16) 質問には迅速かつ適切に応答する、すぐに応答できない場合にはその対応方針を伝える
- (17) アカウンタビリティが確保されていること
- (18) 行政内部の連絡を徹底する
- (19) 信頼を醸成しようという意図を示さない（より良い事業の実現を目指す熱意や態度が、徐々に信頼関係を築く）
- (20) 対象地域外で関心を寄せる者の存在に注視する
- (21) 地域住民との日頃からのコミュニケーションを心がける
- (22) 情報を公開し、プロセスを透明にする

また、住民参加プロセスの設計における基本的な留意点として、以下の事項が挙げられています。

- ・全ての関係者や地域住民に参加の機会を公平にすること
- ・事業や地域に応じた多様なコミュニケーション手法の特徴を十分に考慮し組み合わせて用いること
- ・関係者がテーブルについて対話が始める条件を整えること
- ・様々な意見やニーズを引き出し、それを共有化するプロセスを組み込むこと
- ・課題解決に向けた学習のプロセスを組み込むこと

- ・公正で適切な人選やプロセスを設計すること
- ・必要に応じてコミュニケーションの方法の修正・変更や後戻りができるようにプロセスの柔軟性を確保しておくこと
- ・課題や目標の共有化～代替案の評価方法の選択～代替案の評価などのように段階的に合意の熟度を高めていくこと

(以上、同ガイドブックを参照して記述。)

住民参加型の鳥獣被害対策を進めるためには、地域住民に対して情報を共有し、意見を広く集めたいう
えで課題や目的の決定を行うことが必要です。行政に対しては、上記の点を意識しながら、よりよい生
活環境づくりを目指す熱意を持って地域住民と十分なコミュニケーション活動を行い、鳥獣被害対策推
進に関する合意形成を適切に進めることにより、地域住民が主体的に対策に取り組むための支援を行う
ことを期待します。

住民参加型イノシシ対策の進め方

令和 3 年（2021 年）3 月

復興庁

業務請負

（株）野生動物保護管理事務所

〒192-0031 東京都八王子市小宮町 922-7

Tel. 042-649-1385 Fax. 042-649-1386